

北空知衛生センター組合次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則

平成19年11月16日  
組合規則第5号

次世代育成支援対策推進法施行令（平成15年政令第372号）第2項の規程に基づき規則で定める次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第19条第1項の地方公共団体の機関、その長又はその職員は、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

北空知衛生センター組合組合長	組合長が任命する職員
----------------	------------

附 則

この規則は、平成19年11月16日から施行する。